

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年6月3日
観 光 庁

観光庁では、令和6年4月9日（火）～令和6年5月9日（木）まで、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、22件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和6年4月9日（火）～令和6年5月9日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 22件

3. お問い合わせ先

観光庁国際観光部国際観光課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8324

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方
1	インバウンドが増えており、ニーズが高まっているなか、値上げには反対。出国税を既存の1,000円から5,000円程度に値上げすればいいのでは。	通訳案内士法において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額は実費を勘案して国土交通省令で定めることとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。
2	値上げは反対である。 (1) 全国通訳案内士資格を、3級から1級までレベルを分ければ、受験者も増えるのではないか。レベルを設定すれば、各個人のレベルや状況に合わせて、必要な知識を身につけるよう促せるのではないか。 (2) 年2回受験にしてほしい。	通訳案内士法上において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。 今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、試験運営費用と試験受験者の利便を勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。
3	前年度の合格科目の有効期限を1年ではなく、延長してほしい。	今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	試験運営に係る収支状況とあるが、運営の問題「だけで」手数料を上げてよいのか熟考願いたい。手数料を上げるとさらなる試験離れを引き起こすのではないか。	今回の受験手数料の変更については、人件費や物件費の上昇等により行うものであり、収支状況のほか、試験運営費用の更なる削減策についての検討も行いましたが、試験受験者の利便性を著しく阻害する可能性もあることから、原案のとおりとさせていただきます。 また、受験者数増加の施策につきましても、今後取り組んでまいります。
5	受験料が高くなると、新規で通訳案内士になりたい人にとってはハードルが高くなるので、通訳案内士の資格を得ることによるインセンティブを明確にする必要があるのではないか。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	受験料15,000円程度までならば妥当と	賛同の御意見として承ります。

	<p>考える。</p> <p>(1) 通訳案内士は国家資格であり、海外からの訪日客に安全に旅行していただくために、最前線で活動する。日本の様々な歴史文化や風習、事情にも精通し、道路交通法など様々な旅行運輸に関する法令を遵守も求められる。その選定には適正な試験内容と試験官を配すべきであり、日本におけるツーリズムの質を維持するためにも有資格ガイドの質向上は必要。</p> <p>試験の改善、また試験解答評価のために人件費がかかるのであれば、3000 円程度の値上げは妥当。</p> <p>(2) 無資格者にも訪日客案内の門戸を開放したことは残念。旅行地でマナーの悪い団体旅行客や日本語ができない案内者も散見される。一部ではオーバーツーリズムの問題も発生しており、安心安全な日本旅行の運行のためにも、有資格ガイドの質向上が急務。</p>	<p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>値上げに反対</p> <p>(1) 全国通訳案内士を憧れの職業にするというビジョンがある中、その入り口のハードルを上げる施策かと。応募者の減少している中での値上げは、応募者減を加速させるのではないか。</p> <p>(2) 財政難に対してはコスト低減、例えば cbt の採用などで対応するのが良いのではないか。</p>	<p>通訳案内士法において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされており、試験運営費用の更なる削減策についての検討も行いましたが、試験受験者の利便性を著しく阻害する可能性もあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、費用削減については試験受験者の利便性を考慮しつつ引き続き取り組むよう試験実施機関にも要請しております。</p>
8	<p>(1) 通訳案内士の資格を持っていなくても、有償での通訳ガイド業務ができるため、合格率の極めて低い試験を、高い受験料を支払って受験する意味は薄い。</p> <p>実際の現場では全国通訳案内士の資格</p>	<p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>を持っていないガイドでも適正な研修を受け、経験を積むことで、十分に従来の通訳案内士に加えて旅程管理主任者の業務をこなしているのを多く目にしている。</p> <p>(2) 受験料を値上げすれば、受験者はますます減ると思われる。</p> <p>(3) 資格取得のメリットを明示しなければこの傾向は変わらないのでは。</p>	
9	<p>(1) 受験料値上げは致し方ない。</p> <p>(2) 単純に受験料を上げるだけでは受験者の減少に歯止めはかけれないと思われ、制度自体を変えないと受験者に魅力的な試験に感じられないように思う。</p> <p>(3) 1次試験では科目によって難易度に差があるように感じ、全体的にバランスが取れたような試験問題になるとよい。また、免除科目においても見直しが行われるとより公平である。</p> <p>(4) 試験は継続的に行い、受験料値上げに見合った制度改革をお願いしたい。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>受験料の値上げをするのであれば、同時に、免除規定の見直しを行ってほしい。</p>	<p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、筆記試験（中国語）免除資格として、台湾華語（中国語）能力検定試験（TOCFL）（台湾国家中国語能力試験推進委員会実施）のレベル6精通級（C2）を追加する措置を、今年度試験より実施することとし、観光庁長官告示を改正（令和6年5月10日観光庁告示第1218号）しております。</p> <p>また、免除資格の免除基準・有効期間の統一、外国語以外の筆記試験科目の水準見直しについても今後検討を行ってまいります。</p>

<p>11</p>	<p>(1) 我が国が国際的な観光地としての地位を確固たるものにするためには、通訳案内士の質の向上が不可欠。</p> <p>(2) 通訳案内業への優秀な人材の確保と業界全体のレベルを上げるという観点からの試験の見直し</p> <p>(3) 全国通訳案内士資格の社会的地位の確立</p> <p>(4) 資格試験の実務重視への転換</p> <p>(5) 実務経験の積み重ねと評価制度の構築</p> <p>地域通訳案内士の就業経験を評価するなど実務経験を積んだ者が、全国通訳案内士試験に挑戦をする流れをつくるべき。</p> <p>(6) 地域通訳案内士としての就業経験を何らかの形で評価する仕組みを設ける検討</p> <p>(7) コミュニケーション能力の徹底した評価</p> <p>コミュニケーションスキルを磨いてもらうために、1次試験に一度合格した場合は、2次試験は合格年度も含めて3回まで受けれるように見直しをすべき。</p> <p>(8) 継続的な教育と研修の充実</p> <p>こうした全国通訳案内士試験の見直しと合格後のフォローアップ制度が、通訳案内士の質の向上、外国人観光客からの評価の向上、そして日本の観光産業の持続可能な発展に寄与するものと確信している。</p>	<p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>12</p>	<p>受験料を上げることに反対。試験料を上げるのであれば、札幌でも福岡でも、英語以外の言語の受験をできるようにしてから考えていただきたい。受験会場を郊外へ変更するだけで経費が削減されるのではないか。</p>	<p>通訳案内士法上において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見について</p>

		ては、試験運営費用と試験受験者の利便を勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。
13	<p>受験手数料の改定については、昨今の人件費及び物価上昇の影響を鑑みると致し方ない。</p> <p>(1) 受験者数の減少理由は「コロナ禍」ではない。受験者数減少の主な理由は、全国通訳案内士に対するインセンティブ低下であり、インセンティブ低下の理由は、独占業務の廃止だと考える。</p> <p>(2) 副業として積極的に通訳ガイドを行っている人物をモデルケースとして広報を行ってみてはどうか。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>受験のために名古屋、東京、大阪など、都会に出向かなければならず、受験料以外に交通費などの負担が大きい。3000円以上の値上げを行うとこのことでさらに受験者が減る、という悪循環になるのではないか。昨今のAI、IT技術の進歩でのSDGsや簡素化という面と、事務費の高騰という面で納得がいかない。</p>	<p>通訳案内士法上において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
15	<p>財務省に予算をつけてもらえばいいのではないか。「持続可能な試験事務の実現」という目的を増税で達成しようとするのは必ず頭打ちになる。財務省が国全体の予算を絞っているせいではないか。</p>	<p>通訳案内士法において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額は実費を勘案して国土交通省令で定めることとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
16	<p>(1) 年2回受験にしてほしい。</p> <p>(2) 以下の科目について、免除申請対象の緩和を求める。「外国語(英語)」: TOEIC免除の有効期限を1年から2年へ延長。「日本歴史」「一般常識」: 大学入学共通テスト免除の復活。</p>	<p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、試験運営費用と試験受験者の利便を勘案しつつ、今後の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>(1) 受験料の改定・値上げは想定内。</p> <p>(2) 受験料の値上げをするなら、受</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>験生がより快適な環境で試験を受けることができるよう、今後受験生の増加につながるようすべき。例えば、試験会場内に着席可能な待機場所を設置して、免除科目があるたびに会場の外に出なくても済むように配慮していただきたい。</p>	
18	<p>(1) 極力値上げは最小限にしていきたい。</p> <p>(2) 前年度1次試験合格者の免除期間を延長してほしい(1年から2年に変更をお願いしたい)。</p> <p>(3) 資格を取れることはこの上ない喜びでもあり、仕事上で必ず生きてくるので、試験受験を諦めさせない方法を検討してほしい。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。また、費用削減については試験受験者の利便性を考慮しつつ引き続き取り組むよう試験実施機関にも要請しております。今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>(1) 「一般常識」については普遍性・実用上いずれも必要される知識の要求範囲とはおよそ異なるものと思慮。最近の時事問題が多く、場当たりの感が否めず、受験生にとっても学習し難い分野と推察される。</p> <p>(2) 「一般常識」の試験を続行するのであれば、以下の内容を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出題意図の明確化 ・ 他の試験分野との統合 ・ 受験者の負担考慮 <p>(3) 意見者が合格した10年前と比較しても、受験者の負担増となっている。現状では「実務」が課されるようになり、外国語以外では3科目⇒4科目となっている。</p>	<p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>数値的資料がない中、値上げについては反対。</p> <p>(1) 受験者数減少の一因として、2018年の規制緩和により、通訳案内士資格のバリューが下がったことがあるのではないかと。</p>	<p>通訳案内士法上において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>今回の意見募集は、受験手数料に係る</p>

	<p>(2) 地方での試験運営が困難という理由について、本当に志望しているのであれば、交通費の一部負担になる分を、別途申請で補助するなど、本当に困難な方々への救済方法など、検討すべき方法は他にもあるはず。</p> <p>(3) 現在のインバウンドトレンドにのり、受験者数を増やすべく、資格取得者へのインセンティブを明確にするべきでは。</p> <p>(4) 若い世代の受験者数を増やすべく、ある年齢から下についての割引なども合わせて検討するべきでは。</p>	<p>ものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>(1) 値上げに反対</p> <p>値上げは無資格者の増加を招き、インバウンドの質を低下させる可能性がある。観光立国として、全国通訳案内士の有資格者を増やす必要があるが、試験費用の上昇はその趨勢に逆行する可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験費用の直接的な値上げではなく、受験者の増加を促進する他の取り組みが必要。 ・資格が形骸化し、無価値なものになることを危惧し、有資格者の保護と資格の意義の維持を求める。 ・有資格者には合格後の登録費用や健康診断、研修などの費用がかかるが、無資格者はこれが不要。 ・現在の日本では、有資格者と無資格者に明確な差がなく、有資格者のメリットが名称独占のみであり、バッジなど有資格者だと見てわかるようなブランディングもされていない。 ・イタリアのベネチアなど、有資格者と無資格者の価格差が明確かつ観光ガイドの内容、満足度に影響している。 <p>(2) 試験制度の改善と有資格者保護の必要性</p>	<p>今回の受験手数料の変更については、人件費や物件費の上昇等により行うものであり、収支状況のほか、試験運営費用の更なる削減策についての検討も行いましたが、試験受験者の利便性を著しく阻害する可能性もあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、受験者数増加の施策につきましても、今後取り組んでまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・本試験に数年関わっているが、登録システム以外の試験内容や環境の変化が見当たらない。 ・筆記テストの作文添削の廃止により、試験のコストが削減されているが、反映が試験価格に見られない。 <p>(3) 通訳案内士資格の意義の維持と向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国通訳案内士の資格はインバウンド観光客の満足度を高めるため、ガイドの知識を確固たるものにする資格であり、価値が高く、日本の旅行の質の向上に不可欠と考える。試験の運営について、受験者が減っているということは大きく憂慮すべき事態でありこれを受験者への直接的な反映にすべきではないと考える。 ・ガイディング技術を磨き続ける有資格者への取り組みが見えない中、単なる受験料値上げで対応しようとしているように見え、資格の形骸化、環境事業の法整備なき無秩序な拡大を懸念。 	
22	<p>① 2次試験の試験体制について</p> <p>会場では、試験までに待合部屋を2回移動し、合計3回も部屋を移動する必要がありました。その間、多くのスタッフが誘導に当たりましたが、このような多数のスタッフ配置は必要なのでしょうか。例えば、民間試験の実用英語技能検定では、1つの待合部屋で待機し、誘導員が試験部屋まで誘導するだけです。3つも待合部屋が必要な理由や、多数のスタッフが必要な状況は理解できませんでした。運営体制を見直すことで、受験料の値上げを抑える余地があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、私は北海道在住ですが、二次試験の会場は全国でたった3か所しかあ</p>	<p>通訳案内士法において、全国通訳案内士試験の受験手数料の金額については、実費を勘案することとされており、試験運営費用の更なる削減策についての検討も行いましたが、試験受験者の利便性を著しく阻害する可能性もあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、費用削減については試験受験者の利便性を考慮しつつ引き続き取り組むよう試験実施機関にも要請しております。</p> <p>今回の意見募集は、受験手数料に係るものであり、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

りません。さらに、東京以北には会場が存在しません。そのため、受験に際しては飛行機や宿泊を必要としました。これは地方の受験生にとって金銭的・精神的な負担となります。試験官の確保が難しいことは理解できますが、国家資格である以上、受験料を有効に利活用し、地域格差を是正するために会場を増やすべきではないでしょうか。

② 1次試験における試験内容について私は2023年8月に札幌市で一次試験を受験しました。特に一般常識の科目には、簿記の基礎知識や日本国民向けの制度（パパ育休）に関する問題が含まれていました。通訳案内士は外国人を案内する職業ですが、外国人と直接関係のない内容について問われる必要性は理解できません。試験の意図が不明確であり、受験料の無駄遣いに感じます。国家資格である以上、出題意図を十分に説明する責任があると考えます。